

平成 2 9 年 2 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 9 年 2 月 2 3 日、2 4 日)

福 祉 保 健 部、生 活 環 境 部

陳情（新規）

医療政策課

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
29年-5号 (29. 1. 30)	福祉保健	いわゆる整体・リフレソロジー等に係る事業所における医師法等の遵守徹底及び国に対し関係法令・ガイドラインの整備を求める意見書の提出について 倉古市 個人	※陳情書の趣旨中「県消費生活センターにおける消費者に対する啓発活動」部分を除く全ての部分の「現状と県の取組状況」を記載。 ○鳥取県では、整体・リフレソロジー等のいわゆる民間療法を行う事業所に対しては、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」や「柔道整復師法」のように立入調査や指導等を行う法的根拠がないことから、これらの法律に基づく有資格者に対するような訪問指導等はおこなっていないが、あん摩マッサージ指圧師等の免許を有しない者が、あん摩等の人体への施術・治療を行わないようホームページ等において、啓発している。 ○国に対しては、例えば、あん摩ともみほぐし等の医業類似行為を明確化するとともに、免許を有しない者が行う医業類似行為によって、国民に健康被害が生ずることがないように、毎年度、要望書を提出している。 （国への要望内容） 1 医業類似行為の明確化及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲の明確化を行うこと。 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が業として行う医業類似行為によって、国民に健康被害が生ずることのないよう、民間療法に関する広告規制など必要な対応を行うこと。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																								
29年-5号 (29.1.30)	生活環境	いわゆる整体・リフレソロジー等に係る事業所における医師法等の遵守徹底及び国に対し関係法令・ガイドラインの整備を求める意見書の提出について 倉吉市 個人	※陳情書の趣旨中「県消費生活センターにおける消費者に対する啓発活動」部分のみの「現状と県の取組状況」を記載。 ○県内の相談件数が多くない(3年間で5件)ことから、これまで消費者に対する啓発は特に行っていない。 ○平成26年度から28年度までの3年間に県及び各市町村の相談窓口に寄せられた整体・リフレソロジー・カイロプラクティックの施術に関する相談は5件あり、それぞれ相談者に必要な助言等を行っている。 ○なお、全国では、平成24年と26年に、整体・カイロプラクティック・マッサージ等の施術により重傷事例が発生したことから、国民生活センターが以下のとおりホームページにより消費者に注意喚起を行うとともに、関係団体等に対して、安全性の担保や広告に関するガイドラインの作成等について要望を行っている。 ・事前に情報収集を行い、自身の症状や希望にあった施術を選択し、身体に影響を及ぼすものであることを理解しておくこと。 ・疾病を持つ場合は、事前に医師の診断、アドバイスを受けると良い。 ・重篤な身体症状が発生した場合は速やかに医療機関を受診すること。 ・危害等のトラブルが発生した場合は消費生活センターに情報提供すること。 【参考：県内の相談状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談受付 年月日</th><th>受付場所</th><th>相談概要</th><th>処理概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27.1.23</td><td>県東部相談室</td><td>整体師の施術後、首が回らず現在通院中。医療費を負担してほしい。</td><td>施術内容を細かく書き留めておくこと、治療回数や金額などを書いて相手と交渉することを助言した。</td></tr> <tr> <td>H28.3.4</td><td>米子市消費生活センター</td><td>整体に行ったエステサロンでクリームを買わされたが、高額なので返品したい。</td><td>事実と異なる説明を受けて購入したため、取消を書面で通知するよう助言した。</td></tr> <tr> <td>H28.5.1</td><td>県西部相談室</td><td>猫背が治ると思い、整体院で施術を受けたが、胸が苦しくて痛い。施術費を返金してほしい。</td><td>病院に行くことを勧めたところ、後日整体院から返金があった。</td></tr> <tr> <td>H28.8.19</td><td>県東部相談室</td><td>病院で治療を受けたが改善せず、整体院で施術を受けたところ、手足にしびれが出た。再度施術でも良くならず、病院で治療を受けたが改善なく、顔にしびれが出た。</td><td>消費者庁に対して重大事故に該当するとして通知したが、重大事故には該当しなかった。 ※施術内容との因果関係が確認できないため。</td></tr> <tr> <td>H28.9.27</td><td>県西部相談室</td><td>皮膚に光線を当てられ、熱いと申し出た。帰宅後、皮膚がヒリヒリする。返金してほしい。</td><td>低温やけどだと思われる箇所は完治しており、病院での証明は難しく、返金も難しいと説明したが、相談者自身が交渉することとなった。</td></tr> </tbody> </table>	相談受付 年月日	受付場所	相談概要	処理概要	H27.1.23	県東部相談室	整体師の施術後、首が回らず現在通院中。医療費を負担してほしい。	施術内容を細かく書き留めておくこと、治療回数や金額などを書いて相手と交渉することを助言した。	H28.3.4	米子市消費生活センター	整体に行ったエステサロンでクリームを買わされたが、高額なので返品したい。	事実と異なる説明を受けて購入したため、取消を書面で通知するよう助言した。	H28.5.1	県西部相談室	猫背が治ると思い、整体院で施術を受けたが、胸が苦しくて痛い。施術費を返金してほしい。	病院に行くことを勧めたところ、後日整体院から返金があった。	H28.8.19	県東部相談室	病院で治療を受けたが改善せず、整体院で施術を受けたところ、手足にしびれが出た。再度施術でも良くならず、病院で治療を受けたが改善なく、顔にしびれが出た。	消費者庁に対して重大事故に該当するとして通知したが、重大事故には該当しなかった。 ※施術内容との因果関係が確認できないため。	H28.9.27	県西部相談室	皮膚に光線を当てられ、熱いと申し出た。帰宅後、皮膚がヒリヒリする。返金してほしい。	低温やけどだと思われる箇所は完治しており、病院での証明は難しく、返金も難しいと説明したが、相談者自身が交渉することとなった。
相談受付 年月日	受付場所	相談概要	処理概要																								
H27.1.23	県東部相談室	整体師の施術後、首が回らず現在通院中。医療費を負担してほしい。	施術内容を細かく書き留めておくこと、治療回数や金額などを書いて相手と交渉することを助言した。																								
H28.3.4	米子市消費生活センター	整体に行ったエステサロンでクリームを買わされたが、高額なので返品したい。	事実と異なる説明を受けて購入したため、取消を書面で通知するよう助言した。																								
H28.5.1	県西部相談室	猫背が治ると思い、整体院で施術を受けたが、胸が苦しくて痛い。施術費を返金してほしい。	病院に行くことを勧めたところ、後日整体院から返金があった。																								
H28.8.19	県東部相談室	病院で治療を受けたが改善せず、整体院で施術を受けたところ、手足にしびれが出た。再度施術でも良くならず、病院で治療を受けたが改善なく、顔にしびれが出た。	消費者庁に対して重大事故に該当するとして通知したが、重大事故には該当しなかった。 ※施術内容との因果関係が確認できないため。																								
H28.9.27	県西部相談室	皮膚に光線を当てられ、熱いと申し出た。帰宅後、皮膚がヒリヒリする。返金してほしい。	低温やけどだと思われる箇所は完治しており、病院での証明は難しく、返金も難しいと説明したが、相談者自身が交渉することとなった。																								